

危機管理マニュアル

《平常時及び緊急時の対応》 滋賀県高等学校体育連盟

令和4年度改定

「危機管理マニュアル <滋賀県高等学校体育連盟>

〈目次〉	
1 緊急時対応の基本的な考え方 ・・・・・・・・・・・・・・	p 1
(1) 緊急事案	
(2) 救護本部及び救護所の設置等	
(3) 参加者の安全確保及び被害の拡大防止	
(4) 競技会中止・中断等の協議	
(5) 関係機関への報告	
(6) 大会本部員の派遣	
(7) 報道機関への対応	
(8) 最終判断者	
2 運営体制(連絡フロー) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	р3
3 緊急事案発生時における連絡体制(フロー) ・・・・・・・・・	p 4
4 大会の中断・順延・中止等の決定に係る基本的な考え方 (フロー)・・・	p 5
【緊急事案発生時の報告用紙】 ・・・・・・・・・・・・・・	p 6
【緊急事案発生時の報告用紙】(記入例)	
5 競技運営に当たっての注意事項 ・・・・・・・・・・・・・・	p 8
(1) 緊急事案に備えての事前確認	
(2) 1日単位の競技運営の確認	
(3) 緊急時の対応体制	
1日単位の競技運営の流れ(実施フロー)・・・・・・・・・・	p 9
【連絡票】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p 10
6 自然災害に対する予防及び対応 ・・・・・・・・・・・・・・	p 11
(1) 荒天時(大雨、暴風警報等)の対応	
(2) 落雷(降雨含む)に伴う対応	
(3) その他環境被害に対する対応	
①光化学スモッグ注意報	
※PM2. 5(微小粒子状物質)	
②地震	
③火災	
(4) 入場者、その他一般県民とのトラブル	
(5) 競技会開催中の気象情報等入手方法(参考)	
◇ 地震に対する予防及び対応◇・・・・・・・・・・・・・・・	p 15
7 不審物等における対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p 18
不審物等における対応(フロー)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p 19
8 大会中の傷病等の予防及び対応 ・・・・・・・・・・・・・・	p 20
(1) 競技種目別大会における医療救護の基本対応について	
(2) 食中毒発生時の対応について	
(3) 熱中症予防及び対応について	
(4) 感染症(新型コロナウイルス・はしか・インフルエンザ等)の予防および対応	について
◇ 熱中症予防及び対応関係	
【熱中症は予防できる!-熱中症予防の原則-】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p 22
【熱中症の応急措置 -あわてるな!されど急ごう応急措置】	
【資料】個人情報及び肖像権に関わる取扱いについて」・・・・・・・	p24

1 緊急時対応の基本的な考え方

(1) 緊急事案

競技会場等において以下の緊急事案が発生した場合、現場において迅速に適切な対応を取るとともに、報告様式(p6【緊急事案発生時の報告用紙】)に基づき、電話又はFAX等で速やかに、当該競技専門委員長(競技会場が複数にわたる場合は会場責任者)が滋賀県高等学校体育連盟事務局大会本部(以下「大会本部」という。)へ報告する。

ア 災害(大雨、暴風、地震、落雷等)

- イ 事故(交通事故等)等で傷病者が重篤な場合
- ウ 以下の疾病等が発生し、医療機関等に搬送した場合
 - •怪我
 - 食中毒
 - 熱中症
- エ その他
- ※ なお、医療機関等に搬送した場合は、所定の様式に基づき、大会本部に連絡する。

(2) 救護本部及び救護所の設置等

競技別実施本部内に「救護本部」を設置するとともに、競技種目別大会の各競技会場等に、「救護所」を設置する。

なお、各競技会場にはAED(自動体外式除細動器)を設置する。またはAEDの設置場所を必ず確認しておく。

また、救急車の手配(常駐も含め)及び連絡について事前に調整を行うこととする。

(3) 参加者の安全確保及び被害の拡大防止

緊急事案が発生した場合、大会本部、競技別実施本部は、その事案を勘案し110番又は119番通報し、大会参加者の安全確保を図るとともに、必要な措置を講じて被害の拡大防止に努める。

(4) 競技会中止・中断等の協議

緊急事案が発生した場合、大会本部、競技別実施本部は、必要に応じて関係団体・機関も含め、競技会の中止、一時中断、順延、入場者の制限、避難等について対応を協議する。

また、競技会の開催に先立ち、中止、中断等の判断の手順及び決定者(会議等)を、予め決めておくこととする。

なお、中断・再開した場合も含めて競技会の終了時刻については、選手及び役員・補助員等の健康管理に配慮し、**午後8時までとする。**

(5) 関係機関への報告

上記の事由により競技会の中止・中断等の協議を行った場合、競技別実施本部は、大会本部及び関係機関に報告を行うこととする。

(6) 大会本部からの派遣

競技別実施本部から報告を受けた大会本部は、関係機関等への連絡・協議を行い、必要に応じて大会本部から関係者を競技別実施本部に派遣する等、適切に対応するものとする。

(7) 報道機関への対応

大会本部は、競技別実施本部からの報告に基づき、必要に応じて速やかに報道提供資料を作成し、県教委と連携して新聞社等へ資料提供又は記者会見を行うこととする。

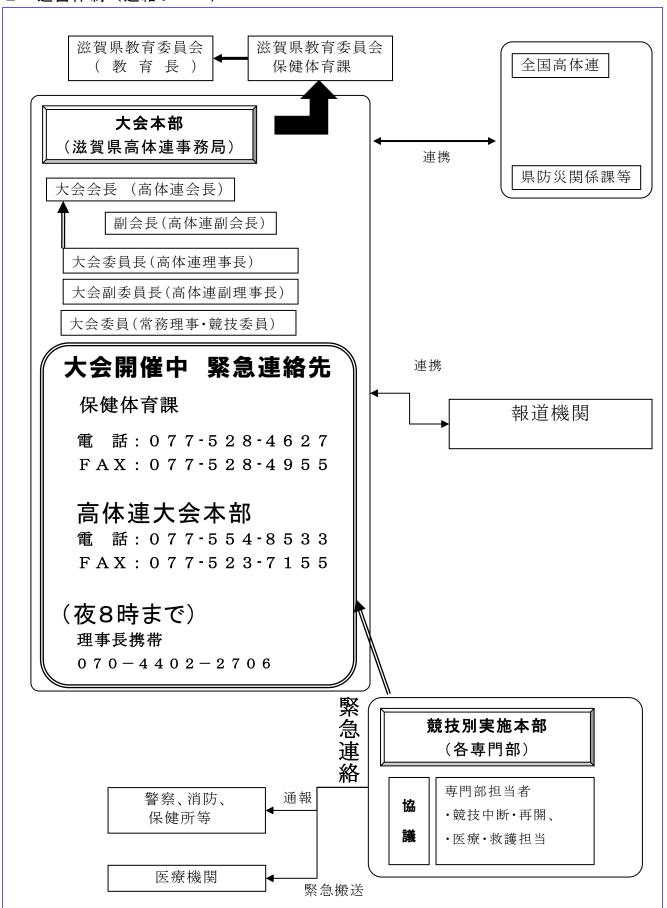
また、実施本部では、緊急事案の事実関係について、大会本部とともに、競技会場において報道機関に対応する。

なお、個人情報の取り扱いについては、人命に関わる特段の情報提供のほか、「平成 25 年度全国高等学校総合体育大会における個人情報及び肖像権に関わる取扱いについて」 (p 2 4) に準拠するものとする。

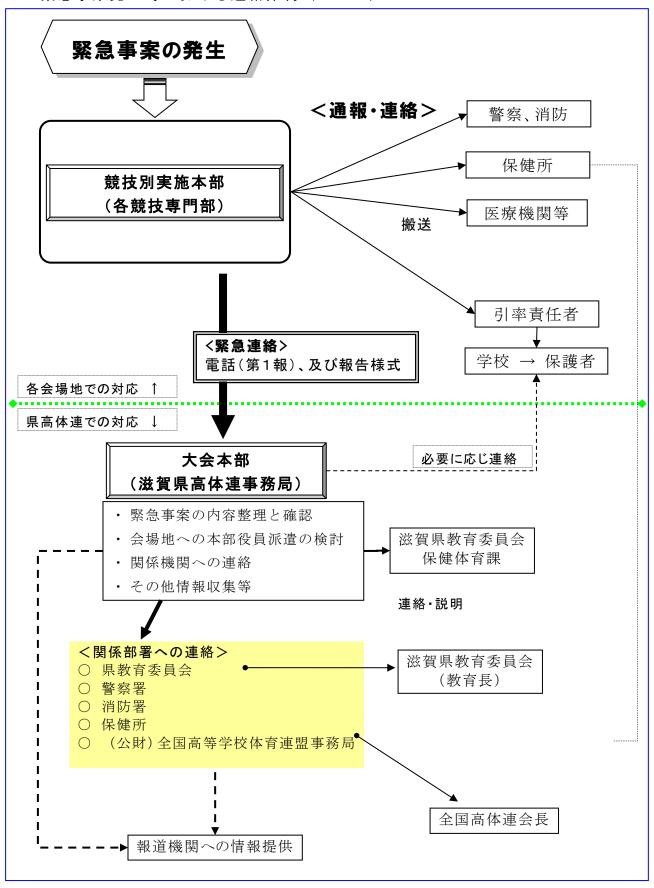
(8) 最終判断者

大会全体に係る緊急時対応の最終的な判断については、大会会長が行うものとする。 競技種目別大会における緊急対応の最終的な判断については、競技別実施本部長(各 専門部部長)が行うこととする。

2 運営体制(連絡フロー)

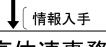


3 緊急事案発生時における連絡体制 (フロー)



- 4 大会の中断・順延・中止等の決定に係る基本的な考え方(フロー)
 - (1) 競技種目別大会 春秋総体開催全競技の中止等を検討しなければならない状況

滋賀県全域で、参加者の「生命、身体若しくは財産に重大な被害が生じ、 又は生じるおそれがある事態」が発生した場合



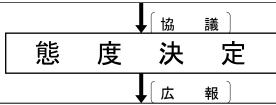
大会本部(高体連事務局)

関係者召集

<緊 急 対 策 会 議>

大会会長・副会長・保健体育課主幹、

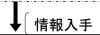
大会委員長、副委員長



滋賀県高等学校体育連盟会長名で正式態度を各学校長 及び全競技専門部長に連絡・指示

(2) 個々の競技会について中止等を検討しなければならない状況

地域的な気象警報、暴風警報等の重大警報等が発令された場合や、雷雲の接近にともない落雷の危険が迫った場合など



競技別実施本部(各競技専門部)

関係者召集

<現 地 対 策 実 施 本 部>

競技専門部部長•専門委員長、副専門委員長、関係者等



滋賀県高体連会長あてに正式態度を報告 全てのチームの監督・選手に通知

緊急用 (滋賀県高等学校体育連盟)

令和 年 月 日

FAX 077-553-7155 (高体連大会本部) FAX 077-528-4955 (保健体育課)

報告第 報

緊急事案発生時の報告用紙

			· · · — ·	– –	-						
1.	競技名										
	()競技								
2.	事故等発生	生日時									
	月	日()曜日	午前·午後	時	分	>					
3.	事故発生物	揚所									
											J
4.	事案の内容		.		ul = bb	·\	/				
_		三通事故等)・災	善(大雨、暴	漁、洛笛、	地震等	・・その他	()
5.	被災者										
	人数	計 人(男	人、女	人) ※	多数の	場合は別紙	一覧を添作	けする、	こと。)	
	氏 名			性別(5	男・女)	、年齢()歳、[☑分() }	※下段参	照
	住 所										
	所 属			高校	学	年、連絡先	:				
	※(区分) (1) (1) (2)	監督 ③:	コーチ	④審判	役員					
		⑥選手等の応			一般観		の他()
6.	概要										
	(1)発生	時の状況									
	(2)発生	後の処置									
	(3)原因]の特定									
	(4)経過	及び現状									
7.	被災者の挑	般送先(医療機関	1名等)								
		医療機関名		所	在	地		連	絡	先	
	()				TEL				
	病	院・医院・診療	所								
8.	搬送先への	の同行者									
(1)被災者の										
	所	属・氏名									
		各先(携帯)									
(2)大会の関係		T								
		属・氏名									
	L	各先(携帯) 									
(3)本紙記入										
	所	属・氏名									

連絡先(携帯)

記 入 例

緊急用 (滋賀県高等学校体育連盟)

令和3年 **8**月 **1**日 報 告 第 **1** 報

緊急事案発生時の報告用紙

1. 競技名

(000000)競技

2. 事故等発生日時

8月 **1**日 (木) 曜日 午前·**任**後 **2**時 **3**0分

3. 事故発生場所

〇〇体育館前、私道

4. 事案の内容

事故(交通事故等)・災害(大雨、暴風、落雷、地震等)・その他(

5. 被災者

人	数	計 1 人(男 1人、女 人) ※多数の場合は別紙一覧を添付すること。	
옩"	ガナ名	滋賀 太郎 性別 (男) ·女)、年齢(17)歳、区分(①)※下段参照	
住	所	〇〇県〇〇市〇〇〇〇丁目〇〇号	
所	属	OO県立OOOOO 高校 2 学年、連絡先: OOO-OOO-OOO	
※ (区分	①選手 ②監督 ③コーチ ④審判・役員 ⑤補助員	
		⑥選手等の応援者(保護者含) ⑦一般観客 ⑧その他())

6. 概要

(1)発生時の状況	上記選手が、競技会場前の横断歩道を青信号の中横断中に、右側から
	直進してきたバイクに接触され、転倒し立ち上がることができない。
 (2)発生後の処置	全身を強打して意識が朦朧としているので、居合わせた通行人がすぐ
(2) 光工及りた臣	さま 119 番通報し、救急車で病院へ搬送した。
(3)原因の特定	直進してきたバイクの前方不注意と思われる。
(4)経過及び現状	〇〇病院へ搬送され、診察中

7. 被災者の搬送先(医療機関名等)

医療機関名	所 在	連絡先
(000000)	〇〇市〇〇町〇〇丁目	TEL
病院)医院・診療所	〇〇番〇〇号	097-000-0000

8. 搬送先への同行者

(1)被災者の関係者

所属・氏名	〇〇県立〇〇〇〇〇高校(教諭)〇〇〇〇〇部監督・近江 一郎
連絡先(携帯)	携帯 000-000-000

(2)大会の関係者

所属・氏名	会場整理係・大津 二郎
連絡先(携帯)	携帯 000-000-000

(3) 本紙記入者

所属・氏名	救護係・琵琶湖 三郎
連絡先(携帯)	携帯 000-000-000

5 競技運営に当たっての注意事項

- (1) 緊急事案に備えての事前確認
 - ① 競技別実施本部は、競技会場等における危険箇所の確認、避難場所の確認、避難経路・非常口の確認、消火器等の設置場所・使用方法の確認、AEDの設置場所の確認等を行う。

また、必要とする会場図や個別マニュアルを作成する。

② 役員・補助員は、緊急事案発生時に迅速かつ適切に対応するため、事象別対応を事前に理解しておくとともに、会場図、避難経路図、個別マニュアル等により以下を示すことを確認しておく。

ア 避難場所、避難経路、非常口等

- イ AEDの設置場所・使用方法
- ウ消火器の設置場所・使用方法
- ③ 会場設営等については、安全対策を十分に行う。(テント設営における強風対策等)
- (2) 1日単位の競技運営の確認
 - ① 競技別実施本部は、以下に示すことを基準に1日単位の競技運営の流れを定め、各 責任者等に周知しておく。
 - ② 災害や事件・事故が発生した場合は、【緊急事案発生時の報告用紙】(p6)により各競技の専門委員長から大会本部へ報告すること。

また、大会本部として競技の運営状況等を把握しておく必要があることから、各専門委員長から大会本部へ、【連絡票】(p10)で必ず連絡すること。

	_
海 效東頂	連絡先
連絡事項	競技別実施本部→大会本部
災害(地震、台風等)	•
事件・事故等	● (その都度)
競技結果	一日の結果をまとめて報告
WELL THE TENE	(毎日)
競技の中断・再開	•
その他連絡事項	•
しい過速相事項	

③ 補助員の集合・解散時刻については、健康面・安全面に十分留意し設定すること。

(3) 緊急時の対応体制

競技運営に支障が発生した場合に備えて、対応マニュアルを作成しておくこと。

- (例)・自然災害、地震対応マニュアルの作成
 - 不審者、不審物等の対応
 - ・夜間等緊急連絡網の作成
 - ・計画停電が実施される場合の対応マニュアルの作成

1日単位の競技運営の流れ (実施フロー)

競技別実施本部(専門部) 気象状況等の情報収集 競技会実施の判断基準 ・地震・津波の情報収集 大雨, 暴風等の気象情報、地震・津 ・感染症等状況の情報収集 波情報、感染症による危険等の情報 ・競技会場の状況(破損・水溜)の確認 に伴い、競技会の中止を判断する場 足は大会本部と連携して協議し、中 止した場合は大会本部と各学校へ連 大会実施の判断 絡する。 (【連絡票】をFAXする。) 【連絡票】 役員及び補助員の集合 ・出欠確認、健康チェック FAX等で連絡 ・業務内容の確認 会場・施設・設備の安全点検 • 競技場内 大会本部 • 観客席、周辺施設等 (滋賀県高体連事務局) 【報告用紙】 FAX等で連絡 ◆災害 【連絡票・競技結果】大会期間中必要に応じて FAX等で連絡 ◆事件·事故 等 ◆競技結果(1日の結果) ◆競技の中断・再開 ◆連絡事項等 会場・施設・設備の安全点検

- 競技場内
- 観客席、周辺施設等

役員及び補助員の集合

- ・出欠確認、健康チェック
- ・翌日の業務内容・集合時間等の確認



解散

令和 年度 滋賀県高等学校 春季 秋季 総合体育大会報告票

《各日、競技終了後、本票に必要事項を記入のうえ、大会本部へFAX送信≫

FAX 077-553-7155

滋賀県高等学校 春季 秋季 総合体育大会本部 宛 報告日時: 月 日 時 分

競技専門部名:						
会 場 名:						
報告者氏名(ふりがな):			()_	
報告者連絡先(携帯等)	•	_		_		
THE HATTHY WAY	-					
専門部委員長連絡先(挌	は とうしょう はいしょう はいしゅう しゅうしゅう しゅう					
			5 > 1, よごよ	n ナナ		
※報告の内容について、※FAX送信後(2、3				· -		
				,, = = = , , ;		
≪下欄も必ず記入≫	•					
本日の競技開始時刻(0±	ムン 蛟ブロ	牛女 /	時 分)		
<u> 本口以脱汉册知时刻</u>	h4.		14×1/	<u> 17</u>		
		左口 (1) 张人				
本日の参加生徒数(人)	観答数	(<u>人</u>)		
本日競技中断時間(時	分) ~	(時	<u>分</u>)	
競技中断の理由・再	開のめど等					
その他連絡事項等	F					

6 自然災害に対する予防及び対応

- (1) 荒天時 (特別警報、大雨、暴風警報等)の対応
 - ① 大会本部は、テレビ、ラジオ、県民安心・安全メール等により大雨や暴風等の気象情報を随時確認・収集する。
 - ② 午前7時、または事前に設定した時刻(例:競技開始3時間前等)において、滋賀県 全域または一部地域に特別警報(大雨、洪水等)・暴風警報が発令されている場合は、 原則として、競技会を中止とする。その際、各チーム、関係機関、役員・補助員等に は迅速に連絡をする。

(2) 落雷(降雨含む)に伴う対応

① 競技大会前の事前準備

参加者の安全を確保するために、落雷等の急激な気象状況の変化に対して、大 会前に以下の準備をする。

- ア 避難の必要が生じる場合を想定した避難場所・経路の確保及び指定 (特に屋外競技)
- イ 雷をはじめとする急激な気象変化を予見するための情報入手方法の決定 ウ 継続・中断・中止を判断する責任者と判断手順の決定
- ② 競技の中断・中止等の判断

競技別実施本部(主に屋外競技)は、落雷の気象状況変化の情報を早期に収集し、事前に定めた方法により競技の中断・中止等を適切に判断する。また、必要に応じて、参加者に対し、気象状況や避難誘導のアナウンスを行

※ 落雷の場合、雷鳴が聞こえる距離 (約10km) の範囲内は、その場に落雷 する可能性があるため、十分注意する。

(3) その他環境被害に対する対応

① 光化学オキシダント(スモッグ)注意報

光化学オキシダントの濃度が高くなると、人によっては目やのどの痛み、吐き 気等の健康被害が発生する場合があるため、(5)のホームページ等から情報を収集 し、対応にあたること。

ア 注意報の発令

う。

光化学オキシダント注意報は、県内各地域にある測定点のうち、1つでも大気中におけるオキシダント濃度が1時間値0.12ppm以上である状況になり (測定点がない地域については、周辺地域における測定点の状況により)、気象条件からみて、その状態が継続すると認められたときに発令されます。

イ 注意報発令後の対応

当該地域が「注意報」の連絡を受けた場合、連絡を受けた大会本部は競技別実施本部を通じ大会関係者及び生徒に対して注意報発令を周知し、注意を喚起する。

また、生徒及び大会参加者の健康状態の監視を継続するとともに、光化学オキ

シダントによるものと思われる健康被害の報告があった場合は、競技を一時中断 し被害の拡大防止に努める。

ウ 被害発生時の対応

競技別実施本部は、競技会場において光化学オキシダントによると思われる健康被害の報告があった場合は、次の措置を行う。

- 目やのどに刺激や痛みを感じた場合は、洗眼や洗顔、うがい等を行い屋内や 日陰などで静養させる。
- ・ 頭痛や手足のしびれ、吐き気、呼吸困難、失神などの症状が生じた場合は、 医師の手当てを受けさせ、医師の指示により医療機関に搬送する。
- ・ 被害の発生状況について、速やかに各会場地の市役所(町役場)及び保健所、 大会本部へ報告するとともに、関係機関の調査に協力する。

※ PM 2. 5 (微小粒子状物質)

PM2.5 は粒径が小さく、呼吸器の奥深くまで入り込みやすいことなどから、人の健康への悪影響が懸念されている。高濃度の PM2.5 が観測された場合、注意喚起が発令されるので、県民安心・安全メール等から情報を収集し対応にあたること。

② 地震

- ア 防災組織体制の整備 【p15「地震に対する予防及び対応」も参照】
- イ 避難の必要が生じる場合を想定した避難場所・経路の確保及び指定
- ウ 地震発生後のアナウンス (例)

「ただいま地震が発生しましたので、競技会を一時中断いたします。現在、係 員が調査中ですので、次のお知らせまで、しばらくの間、そのままお待ちくだ さい。」

※ 緊急地震速報が発令された場合のアナウンス

「ただいま緊急地震速報が発令されましたので、競技会を一時中断いたします。現在、係員が調査中ですので、次のお知らせまで、しばらくの間、そのままお待ちください。(又は、皆様の安全のため、競技会を中止し、ただいまより一時避難していただきます。係員が誘導しますので、係員の指示に従って避難を開始してください。)」

- エ 被害状況の確認
 - ・ 係員は、施設職員と協力して施設内を巡回して被害状況の確認を行う。また、テレビ、ラジオ、インターネット等により地震情報を確認し、合わせて関係者に伝達する。
- オ 被害が発生した場合又は震度4以上の場合
 - ・ 火災発生の場合 → 「③ 火災」の対応を行う。
 - 施設破損した場合→ 現場を確認し、危険がある場合は観客等が立ち入らないようにする。
 - ・ 負傷者が発生した場合、係員は、負傷者を救護所に搬送する。

- ・ 救護所の医師等は、重症傷病者など医療機関に搬送する必要があると判断した場合は、応急処置を行った上で、119番通報して、救急車の出動を要請する。
- オ 競技別実施本部は、被害状況等を基に災害対策会議を開催し、競技会の中止及び大会参加者の避難について、必要に応じ関係機関を含め対応を協議する。

なお、その際、避難の必要がなくても、震度4以上の場合は、大会本部に報告 するとともに、対応についても協議する。

- カ 競技別実施本部は、被害の状況等を勘案して、生徒、関係者を避難させる。
- キ 競技会中止又は再開のアナウンス (例)

<競技会中止>

「皆様にお知らせします。さきほど発生しました地震は、震源地は〇〇〇、震源の深さは約〇km、地震の規模(マグニチュード)は〇.〇と推定されます。〇〇の震度は〇、この地震により津波警報(注意報)が発令されましたので(この地震による津波の心配はありません。)、皆様の安全のため、競技会を中止し、ただいまより一時避難していただきます。係員が誘導しますので、係員の指示に従って避難を開始してください。」

<競技会再開>

「皆様にお知らせします。さきほど発生しました地震は、震度〇、震源地は〇〇〇、マグニチュード〇.〇と推定されます。幸い、負傷者及び被害がございませんので、ご安心ください。これより競技会を再開します。」

ク 地震発生前のアナウンス (例)

<開会式直前>

「式典の最中に大きな地震が発生した場合は、頭部を持ち物などで保護し、防御姿勢を取ってください。また、避難の際は、出入口に人が殺到すると非常に危険ですので、係員の指示に従って落ち着いて行動くださるようお願いします。

なお、建物に損害が出たり、公共交通機関の運行に支障が出るような規模の 地震になった場合は、その時点で式典を中止する場合があります。」

<競技大会の開始前など適宜>

「競技会の最中に大きな地震が発生した場合は、頭部を持ち物などで保護し、 防御姿勢を取ってください。また、危険な場所にいる場合は、直ちに安全な場 所へ移動してください。避難経路については、事前に確認していただくととも に、避難の際は、出入口に人が殺到すると非常に危険ですので、係員の指示に 従って落ち着いて行動くださるようお願いします。

なお、建物に損害が出たり、公共交通機関の運行に支障が出るような規模の 地震になった場合は、その時点で競技会を中止する場合があります。」

③ 火災

ア 火災が発生した場合、大声で周囲の人に注意を呼びかける。

- イ 非常ベルを押し、競技別実施本部及び施設管理者に通報する。
- ウ 通報を受けた競技別実施本部及び施設管理者は、直ちに 119 番通報する。
- エ 競技別実施本部は、施設職員と協力して、消火器により初期消火に当たる。
- オ 消火器で消火できないときは、屋内消火栓等を使用して消火を行う。
- カ 消防隊員が到着したときは、消火活動を引き継ぐ。
- キ 負傷者が発生した場合、係員は、負傷者を救護所に搬送する。 救護所の医師は、重症傷病者など医療機関に搬送する必要があると判断した場合は、応急処置を行った上で、119番通報して、救急車の出動を要請する。
- ク 競技別実施本部は、火災及び被害の状況等を基に、競技会の中止及び大会参加 者の避難について、必要に応じ関係機関を含め対応を協議する。

ケ アナウンス (例)

「〇〇で火災発生のため、ただいまから避難していただきます。係員が誘導します ので、係員の指示に従って避難を開始してください。」

コ 係員は、消防設備配置図や避難経路図を参照し、あらかじめ消防用設備等の位置を確認しておく。

(4) 入場者、その他一般県民等とのトラブル

入場者やその他一般県民等とのトラブルが発生した場合は、現場の様子を確認のうえ、臨機応変に 110 番通報するとともに、大会本部へ報告する。

(5) 競技会開催中の気象情報等入手方法 (参考)

情報	情報元・連絡先等
天気一般 (大雨・暴風等)	・彦根地方気象台ホームページ http://www.jma-net.go.jp/hikone/
台風	・気象庁ホームページ(台風情報) http://www.jma.go.jp/jp/typh/
地震	・気象庁ホームページ (地震情報) http://www.jma.go.jp/jp/quake/
紫外線	・気象庁ホームページ (紫外線情報分布図) http://www.jma.go.jp/jp/uv/
光化学オキシダント	・県の現在の大気環境(速報) http://www.pref.oita.jp/13350/oxidant/taikijokyo.html ・環境省大気汚染物質広域監視システム「そらまめくん」 http://soramame.taiki.go.jp/

◇地震に対する予防及び対応◇

1 防災組織と行動内容の事前準備

競技大会中に、地震による災害の発生又は災害が発生するおそれがある場合に、競技 別実施本部は災害対策本部等を設置し、大会本部や関係機関と緊密な連絡・協力のもと に、災害予防及び災害応急対策を実施する。

このような災害対策を円滑に進めることができるよう、事前に防災組織体制を整備する。

(1) 災害対策本部の設置

① 防災組織の構成・役割(例)

構成	役割
[本 部 長]	災害対策会議の招集
各競技専門部長	
[副本部長]	災害対策会議への参加
各競技專門部副部長	
委員長	
副委員長 他	
[本 部 員]	
	・災害発生時の選手・監督・役員等の安否の確認
防災・警備	・大会本部や関係機関との連絡・情報収集、及び
	災害情報の取りまとめ
	・競技会場の施設・設備の確認
競技運営	・火災発生状況の確認、消火活動の指示(通報)
	・避難経路の確認、避難場所への案内・誘導
	・負傷者の応急対応の指示
医療・救護	・救護本部及び救護所との連絡調整
	・医療機関への搬送(救急車の手配)

② 災害対策会議の開催

災害対策会議の招集関係者 (例)

・滋賀県高等学校専門部部長 副部長 専門部委員長 副委員長 その他

(2) 災害発生に備えた事前の準備

- ① 避難経路等の確認
 - ・ 非常口や非常階段 (ドアの施錠含む) の位置確認
 - ・ 避難経路の確保 (2通り以上を確保) 及び避難場所の確認 (地図の準備)
 - ・ 危険箇所 (ガラスの飛散、重量物の移動・落下の想定される場所) の確認
 - ・ 防火シャッターの作動確認

- ・ 避難場所への誘導者の指定
- ・ 災害時のアナウンスの準備
- ・ 競技会場施設の防火責任者の確認
- ② 避難経路等の事前周知
 - ・ 避難経路等を大会参加者(選手・監督・役員・補助員)や観客に事前周知
 - ・ 大会参加者等に対する避難訓練の実施
- ③ 防災物品等の準備
 - 防災物品(消火器、AED)等の管理点検及び使用方法の確認
 - ・ 情報資機材 (メガフォン、ハンドマイク、トランシーバー等) の準備
 - ・ 防災グッズ (飲料水、ラジオ、懐中電灯、乾電池、地図等) の準備
- ④ 緊急連絡先及び防災関係連絡先の準備

2 地震発生時の対応

地震が発生した場合に備え、時間経過に沿った行動内容を準備し、大会参加者及び観客に事前周知する。

<時間経過と行動内容(例)>

- (1) 大揺れ (発生から30秒~1分)
 - ・ 身の安全を図るため、頭部、首を持ち物 (バッグ) や衣類等で保護する。
 - ・ 危険な場所 (窓ガラス付近) にいる場合は、少しでも安全な方へ移動する。
 - 安全な場所にいる場合は、その場を動かない。
 - ・ 身の安全を図りながら、次の行動 [防火(消火)、負傷者の有無、救命・救護] を想定する。
- (2) 大揺れがおさまる (1~2分前後)
 - ・「出火はないか」、「負傷者はいないか」、「建物の倒壊はないか」、「転倒、 倒壊物の下敷きになっている者はいないか」を確認する。
 - ・ 出火の発生や負傷者がいるような場合は、消火、救出、救護、応急手当等を実施する。
 - ・ 本部員等に指名されている場合は、応急手当や負傷者搬送等は、周りの者に指 示をする。
 - ・ 出火の発生や負傷者がいない場合は、混乱を静め、安全確保に努める。
- (3) 余震への対応 (2~5分前後)
 - ・ 災害対策本部の設置
 - ・ 大会参加者及び観客の安否情報の集約
 - ・ 通信授受機能の確認(電話、FAX、無線電話、パソコン、ラジオ等)、情報 資機材(メガフォン、ハンドマイク、トランシーバー等)の用意
 - ・ 電気・水道・トイレ・ガスの使用可否の確認
 - ・ 交通機関、道路情報の集約
 - ・ 避難場所や危険箇所(立入禁止区域)の確認、避難経路の確保

(4) 避難 (5分以後)

- ・ 備品の散乱、建物が傾いている、壁にヒビが入ったり崩れているなど、現在の 場所が安全を確保できない場合は、あらかじめ実施本部が指定している避難場 所へ案内・誘導する。
- ・ 津波が想定される場合は、直ちに、あらかじめ実施本部が指定している高台等 の避難場所へ案内・誘導する。
- ・ なお、避難経路は、安全性を考慮し、河川沿いや海岸方向の道路を避ける。

(5) 競技会場へ移動中等の対応(例)

〈出発前で自宅にいる場合〉

・ そのまま自宅待機とする。この場合、競技別実施本部から学校、顧問を通じて、 緊急連絡網により保護者等へ連絡する。

〈競技会場へ移動中の場合〉

・ 安全な場所に移動した後、速やかに競技別実施本部や各校顧問へ連絡し指示に 従う。

なお、原則として、自宅に近いときは自宅へ戻り、競技会場地に近い場合は競技会場地へ移動するものとする。(道路事情も勘案し判断する。)

〈自家用車等で移動中(一般道路での車両通行中)の場合〉(役員、顧問対象)

- 静かに左端に寄せて停車し、カーラジオ等で情報を収集しながら待機する。
- ・ 居場所や車内の状態を競技別大会本部へ連絡する。また、その際、交通情報や 警察・消防等の防災機関からの指示事項があれば、運転者や同乗責任者に伝え る。

3 緊急地震速報への対応

- 緊急地震速報の受信準備(テレビ、ラジオ、県民安心・安全メールへの配信等)
- ・ 受信後に、避難の有無、安全確保等を、関係者へ連絡

(気象庁ホームページ「緊急地震速報について」

http://www.seisvol.kishou.go.jp/eq/EEW/portal/index.html を参照のこと)

4 競技会中止・中断等の判断

震度4以上の地震が発生した場合、災害対策本部は、災害対策会議を開催し、必要に 応じて関係団体・機関も含め、競技会の中止、一時中断、順延、入場者の制限、避難等に ついて対応を協議する。

また、競技会を中止、一時中断、入場者の制限、避難等を協議し、関係者に速やかに伝達する。

7 不審物等における対応

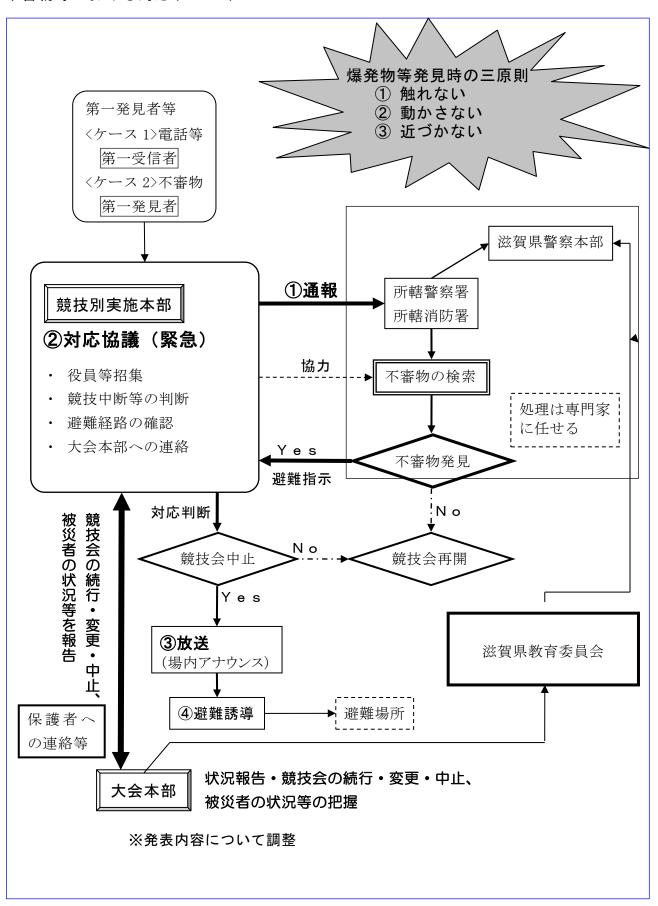
<ケース1>競技別実施本部等に爆破予告等の<u>電話が入った場合</u> <ケース2>競技施設内で不審物等が見つかった場合

- ① 電話を受信した場合は、直ちに 110 番通報するとともに、場所、爆破予告の時刻、 爆破物の種類、仕掛けた理由等の質問を行い、その内容をメモする。(録音機を設置 している場合は直ちに録音する)
- ② 不審物を発見した場合は、「触れず・動かさず・近づかず」に直ちに 110 番通報し、 処理を専門家に委ねる。
- ③ 競技別実施本部は、警察署等の検索結果を基に、競技会の中止及び大会参加者の避難について、必要に応じ関係機関を含め対応を協議する。
- ④ 放送(アナウンス)について

「皆様にお知らせします。ただいま場内に不審物が持ち込まれている恐れがあることが判明いたしました(ただいま場内に不審物が発見されました)。万が一に備え、皆様の安全のために、競技会を中止し、ただいまより一時避難していただきます。係員が誘導しますので、係員の指示に従って避難を開始して下さい。」

- ⑤ 以下の物品等が発見された場合も、同様に110番通報する。
 - ア 法令等により所持が禁止されている銃砲、刀剣類
 - イ 可燃性燃料、化学薬品など危険と思われる物品
 - ウ 人に危害を加えるおそれのある動物

不審物等における対応(フロー)



8 大会中の傷病等の予防及び対応

- (1) 競技別大会本部における医療救護の基本対応について
 - ①会場地に、医療・救護本部を設置すると共に必要人数を配置する。
 - ※本部席または別室が設置出来る競技は別室を救護本部として、担当をあらかじめ 決めておく。
 - ②会場地のAED(自動体外式助細動器)の設置の確認を事前に行う。
 - ③事前に業務内容の確認を行う。
 - ア 応急処置及び必要に応じた救急搬送の要請
 - イ 医療救護に係る救護記録等の作成
 - ウ 医療機関を受診する患者の関係者(同行者)との連絡調整
 - エ 救急搬送された患者に関する事項の大会本部への報告
- (2) 食中毒発生時の対応について

競技別大会本部は食中毒が疑われる場合は大会本部に連絡し、必要に応じて各保健所に通報・連絡する。

- (3) 熱中症予防及び対応について
 - ① 大会本部及び競技別実施本部は、大会参加者に対して、熱中症指標計等により測定した気温や湿度等を周知するともに、配布物等で熱中症予防に関する注意喚起を行う。 《例》「選手の皆さんへ」、チラシ、
 - ② 熱中症傷病者の対応について、会場地や救護本部に熱中症に対処する物品を配備する。 《例》ミネラルウォーター、ロックアイス(冷却用)、など

※ 参考 熱中症を防ごう

- p22 【熱中症は予防できる!-熱中症予防の原則-】
- p23 【熱中症の応急措置 -あわてるな!されど急ごう応急措置】
- (4) 感染症(新型コロナウイルス・はしか・インフルエンザ等)の予防及び対応について
 - ① 感染症の予防について

大会本部は、大会開催前に競技別実施本部を通じて選手の体調管理の指導を行うよう 注意を促す。

- ② 日常の対応について
 - ア 常日頃から選手に対してうがい、手洗いの励行を指導する。
 - イ 咳やくしゃみ等による感染を防ぐため、マスクを着用する。
 - ウ 呼吸器疾患を有する者は、日常の健康観察等の励行と早期に医療機関の受診を心がける。
- ③ 感染症の発生時における対応について
 - ア 医療機関で、<u>新型コロナウイルス、</u>はしか又はインフルエンザ等に感染若しくは 感染の恐れがあると診断された選手・監督等が発生した場合、大会本部は、速やか

にその状況について大会本部へ報告する。

また、濃厚接触による二次感染者の確認を行い、その対応等については、大会本部や関係機関(医療機関、保健所等)の指示を受けて対応し、集団感染の拡大防止に努める。

- イ 各会場では、消毒液の配備や室内会場の換気など、感染症の拡大に努める。
- ウ <u>事前に感染者や濃厚接触者が大会中に発生した場合の対応を各専門部ごとに協議</u> し各参加校に周知しておく。

熱中症を防ごう

スポーツによる熱中症事故は、適切に予防さえすれば防げます。 下記を参考に熱中症事故をなくしましょう。

●熱中症は予防できる! ―熱中症予防の原則―

1 環境条件に応じて運動する(「熱中症予防のための運動指針」を参照)

学校の管理下における熱中症の死亡事故は、ほとんどが体育・スポーツ活動によるものです。暑い季節の運動は、なるべ く涼しい時間帯に行い、運動が長時間にわたる場合には、こまめに休憩をとりましょう(目安は30分程度に1回)。

2 こまめに水分を補給する

暑いと汗をたくさんかきます。水分を補給しないと脱水状態となり、体温調節や運動能力が低下し ます。暑いときは、一人一人の状態に応じて、こまめに水分を補給しましょう。汗には塩分も含まれ ているので、0.2%程度の食塩水を補給します。市販のスポーツドリンク(多くは、塩分濃度0.1~ 0.2%)を利用するのもよいでしょう。補給する量は、汗をかいて失われた分を補給するのが望まし い形です。発汗量は個人差が大きいので、運動前後に体重を計って、水分補給の目安としましょう。



3 暑さに慣らす

熱中症の事故は、梅雨明けなどの急に暑くなり、体が暑さに慣れていないときに多く発生する傾向にあります。暑さに慣 れるまでは(1週間程度)、短時間で軽めの運動から始め、徐々に慣らしていきましょう。

また、試験休みや病気の後など、しばらく運動をしなかったとき、合宿の初日などには、急に激しい運動をすると熱中症 が発生することがあるので、注意しましょう。

4 できるだけ薄着にし、直射日光は帽子で避ける

暑いときには、軽装にして、素材も吸湿性や通気性のよいものを選びます。屋外で直射日光に当たる場合 は、帽子を着用し、暑さを防ぎましょう。防具をつけるスポーツ(剣道、アメリカンフットボールなど)で は、休憩中に防具や衣服を緩め、できるだけ熱を逃がしましょう。

5 肥満など暑さに弱い人には特に注意する

暑さへの耐性は個人差が大きいことを認識する必要があります。肥満傾向の人、体力の低い人、暑さに慣 れていない人、熱中症を起こしたことがある人などは暑さに弱いので、運動を軽くするなどの配慮をしまし ょう。

学校の管理下における熱中症死亡事故の7割以上は肥満傾向の人に起きており、特に注意が必要です。 また、体調が悪いと体温調節能力も低下し、熱中症を発症しやすくなってしまいます。疲労、発熱、下痢 など体調不良のときは、無理に運動をしない・させないことです。



★ 以上のポイントの前提として、体調が悪くなったらすぐに運動を中止し、適切な応急手当など必要な措置 をとりましょう!

🌞 トピックス 体温調節について

深部の体温は、環境温度が変化しても一定 に保たれるようになっています。これは、 体内での熱産生と体表面からの熱放散が体 温調節中枢によって平衡を保っているから です。暑いとき、熱放散は主に汗の蒸発に よって行われていますが、湿度が高いと制 限されてしまい、うつ熱(*)が起きやす くなります。運動時には、筋で大量の熱が 発生するため、熱の放散が問題になります。 激しい運動では、安静時の10~15倍の熱 が発生しますが、これは、20~30分で体 温を4℃上昇させる熱に相当し、熱放散が 制限される条件下では、うつ熱が発生しや すくなるのです。高温環境下の運動は、大 量の発汗が生じるため、水分を補給しない と脱水になってしまいます。脱水になると、 循環が悪くなるため、熱放散の効率が低下 し、さらにうつ熱が生じやすくなってしま うのです。

*うつ熱:体内に熱が溜まること

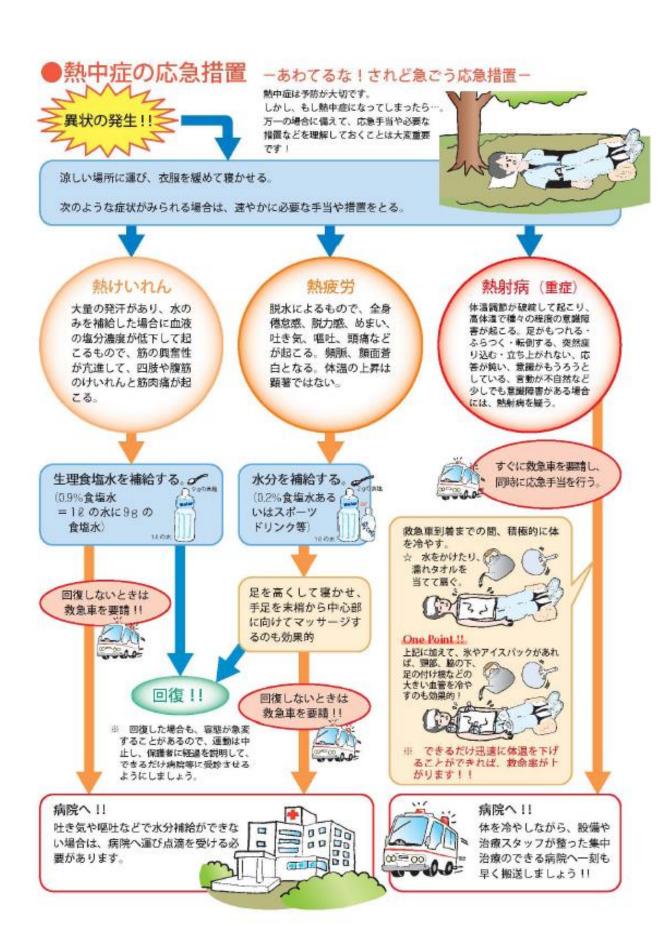
※参考 熱中症予防のための運動指針 WBGT31℃以上では、皮膚温より気温のほうが高くなる。 運動は原則中止 特別な場合以外は運動は中止する。 WBGT28℃以上では、熱中症の危険が高いので激しい運動 や持久走など熱負荷の大きい運動は避ける。運動する場合に は積極的に休息をとり水分補給を行う。体力の低いもの、暑 (激しい運動は中止) さに慣れていないものは運動中止。 28 24 31 WBGT25℃以上では、熱中症の危険が増すので、積極的に休 警戒 息をとり、水分を補給する。激しい運動では、30分おきくら (積極的に休息) いに休息をとる。 25 - 21- 28 WBGT21℃以上では、熱中症による死亡事故が発生する可 能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに運動の合間に (積極的に水分補給) 積極的に水を飲むようにする。 21 | 18 | 24 WBGT21℃以下では、通常は熱中症の危険は小さいが、適 ほぼ安全 宜水分補給は必要である。市民マラソンなどではこの条件で (適宜水分補給) も熱中症が発生するので注意。

WBGT (湿球黑球温度) 屋外: WBGT = 0.7×湿球温度 + 0.2×黑球温度 + 0.1×乾球温度 室内: WBGT = 0.7×湿球温度 + 0.3×黑球温度

環境条件の評価はWBGTが望ましい

- 湿球温度は気温が高いと過小評価される場合もあり、湿球温度を用いる場合には乾球温度も参考にする。 乾球温度を用いる場合には、湿度に注意。湿度が高ければ、1ランクきびしい環境条件の注意が必要。

「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック(財団法人日本体育協会)」



参考;熱中症予防のための啓発資料「熱中症を予防しようー知って防ごう熱中症ー」 独立行政法人日本スポーツ振興センター発行

個人情報保護及び肖像権に関する取り扱いについて

- 基本方針-

滋賀県高等学校体育連盟

本連盟が運営(業務)上、収集した個人情報及び肖像権の取り扱いについては、下記のとおり基本方針を定め、個人情報及び肖像権の保護に万全を期す。

記

[1]基本方針

- ① 本連盟は、個人情報の取り扱いについて利用目的を明確にし、その範囲内での利用を行う。
- ② 本連盟は、法令に基づき要求された場合を除き、個人情報を事前に本人の同意を得ることなく第三者に提供しない。
- ③ 本連盟は、個人情報を安全に管理するため、個人情報の紛失・改ざん・漏洩等の防止に努める。
- ④ 本連盟は、自己情報の開示・訂正・削除・利用停止の求めがあった場合は、個人の権利を 尊重し、適切に対応する。
- ⑤ 本連盟は、個人情報保護法及び関連するその他の法令・規範を遵守し、適宜、本個人情報 の保護に関する方針、施策の改善を図る。

[2] 個人情報の利用目的

- ① 滋賀県高等学校体育連盟が主催する競技大会及び事業を開催するため
- ② (財)全国高等学校体育連盟ならびに近畿高等学校体育連盟が主催または共催・後援する競技 大会及び事業への参加申し込みを行うため
- ③ 大会競技の結果及び記録の管理を行うため
- ④ 行政機関の求めに応じ、個人情報を統計的に処理する。また、各種補助金等の交付の申請 を行うため

[3] 個人情報の利用範囲

- ① プログラム (大会要項) への掲載
 - 1) 競技大会及び事業へ参加する役員・審判員・発表者等の所属名・氏名
 - 2) 競技大会及び事業へ参加する指導者(監督・コーチ等)、生徒の学校名・氏名 学年・性別・ポジション(競技により身長・体重も含む)
 - 3) 過去の競技大会の結果等
- ② 大会結果の掲載

滋賀県高等学校体育連盟ホームページ及び滋賀県高等学校体育連盟各専門部ホームページ ・高体連記録集への掲載、報道機関への提供

〇指導者(監督・コーチ等)、生徒の学校名・氏名・学年・性別・競技・種目記録・ポジション等

- ③ 写真・映像の掲載(ホームページ・高体連記録集への掲載、報道機関への提供)
 - ○競技大会及び事業へ参加する役員・審判員・発表者等の所属名・氏名
 - ○競技大会及び事業へ参加する指導者(監督・コーチ等)、生徒の学校名・

氏名・学年・性別・競技種目・記録・ポジション等

[4] 個人情報の公表への同意について

本連盟は、[公表される個人情報]の内容について、以下の対応を行う。

① 競技大会及び事業へ参加する役員・審判者・発表者等への対応 事前の役員会(打合会・抽選会等)で確認を行う。(ロ頭での確認も可)

② 各学校への対応

滋賀県高体連(各専門部)における大会・行事に参加する生徒及び保護者に、滋賀県高体連各専門部から、参加申込み等の際に「個人情報及び肖像権に関する取り扱い」の、周知の徹底を図る。

個人情報の公表に同意しない生徒の申し出があった場合は、「個人情報の公表に同意しない

生徒名簿」(別紙2)を参加申込時に提出する。

本連盟は、その意思を尊重した取り扱いを行う。なお「個人情報の公表に同意しない生徒名簿」の提出がない場合は、同意が得られたものとして取り扱う。

③ 報道機関への対応

報道資料の提供は、本連盟及び(財)全国高等学校体育連盟が認める報道機関に行う。 報道機関が写真や映像を撮影する場合は、予め本連盟専門部を通じて「個人情報の公表に同 意しない生徒」を確認の上、撮影には配慮するよう指導する。

特定の個人やチームの写真・映像の撮影及び取材を希望する場合は、事前に本連盟各専門部を通じて本人及びチームの監督の同意を得るよう指導する。

[5] 同意しない生徒の個人情報への対応について

大会の運営上、各専門部の特殊性等があるため、申請のあった個人と該当専門部と十分話し合い、個人への配慮を考えた上対応する。大会結果及び記録の掲載や報道機関への情報提供をする場合にも、プログラムへの記載と同様に取り扱う。

[6] 個人の権利の尊重について

加盟校の生徒・保護者から自己情報の開示・訂正・削除・または拒否の求めがあった場合は、 個人の権利を尊重し、対応する。 (別紙1:専門部→高体連事務局)

個人情報の公表に同意が得られない生徒名簿

滋賀県高等学校体育連盟会長様

以下の生徒については、個人情報の公表について同意が得られていないので、プログラムの作成、 記録の発表、報道機関への情報提供等、個人情報の扱いについて配慮してください。

学 校 名	生徒氏名	同意が得られている内容があれば記入してください

専門部名

専門部長名

印

(別紙2:学校→専門部)

個人情報の公表に同意が得られない生徒名簿

滋賀県高等	学校	体育:	連盟	
専 門	吾	部	長	様
競技種	目名	()
				報の公表について同意が得られていないので、プログラムの作 提供等、個人情報の扱いについて配慮してください。
生	徒	氏	名	同意が得られている内容があれば記入してください
				学校名
				校長名

加盟校の長 様

滋賀県高等学校体育連盟 会 長 岸 本 英 幸

滋賀県高等学校体育連盟等の大会に係る個人情報、肖像権の取り扱いについて(依頼)

平素は本県高等学校体育連盟活動について、格別の御理解と御協力をいただきありがと うございます。

本連盟は、「個人情報の保護に関する法律」に基づく「滋賀県高等学校体育連盟個人情報保護基本方針」を定め、個人情報及び肖像権の保護に万全を期しております。

さて、標記の件について、高体連の各種大会への参加時に取得される個人情報は、下記の範囲内で適切に取り扱うこととしております。

つきましては、別添の通知文例を参考に、全校生徒・保護者に周知いただくとともに、 保護者がビデオやカメラ等で撮影した個人情報の取り扱いについても注意喚起をお願いし ます。

記

1 参加申込書に記載された個人情報の取り扱い

- (1) 大会プログラムに掲載されます。
- (2) 競技会場でアナウンス等により紹介されることがあります。
- (3) 競技会場内外の掲示板等に掲載されることがあります。

2 競技結果(記録)等の取り扱い

- (1) 大会プログラム掲載とともに、記録集、報告書等に掲載されることがあります。
- (2) 報道機関等により、新聞および関連ホームページ等で公開されることがあります。

3 肖像権に関する取り扱い

- (1) 大会関係者等が撮影した写真が、滋賀県高等学校体育連盟ホームページ、高体連年報、教科書等の公的出版物に掲載されることがあります。
- (2) 報道機関等が撮影した写真が、新聞、報告書および関連ホームページ等に掲載されることがあります。
- (3) 報道機関等が撮影した映像が、中継または録画放映されることがあります。

4 競技専門部としての対応

- (1) 取得した個人情報を上記利用以外に使用することはありません。
- (2) 参加申込書の提出により、上記取り扱いに関する御承諾をいただいたものとして、 対応させていただきます。

5 撮影された個人情報の取り扱い

大会等で記録や指導のために撮影された写真や動画についても、適切に管理をいただき安易にウェブページ上に掲載したり、SNSを使って共有したりしないこと。

問い合わせ先

滋賀県高等学校体育連盟事務局理事長 東谷 正宏

電 話 077-528-4621(直通)